

「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」の準用にあたっての注意点

・「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」(国土交通省他)を準用するにあたっての注意点を次のとおり整理したので適切な事務処理を行ってください。

なお、これに記載していない事項については次の通達等を参考に実施してください。

- 1)「単品スライド条項の運用に係る事務手続について」
- 2)「工事請負契約書第22条第5項の運用について」の取扱いについて

「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」(国土交通省他)は、単品スライド条項の運用について発注者の認識の共有化を図るため、一般的な考え方を整理したもので、これによりがたい場合について、独自の手法によることを妨げるものではないこと及び今後の単品スライド条項の協議の事例等も踏まえ、内容について適宜追加・修正が行われることが付記されています。

1. 契約条項・契約約款の読み替え

(「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」(国土交通省他)の第1章を準用)

- ・「工事請負契約書第26条第5項」は「第22条第5項」に読み替える
- ・「標準請負契約約款第30条」は「第28条」に読み替える。
- ・「単価合意比率(落札率)」は「落札率」に読み替える

2. 請求等手続き及び提出様式について

請求等手続き及び提出様式は、「単品スライド条項の運用に係る事務手続について」及び「工事請負契約書第22条第5項の運用について」の補足説明資料に基づき作業を行ってください。

このため、「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」の様式は使用しないでください。